

大阪市長 横山英幸 殿

障害者の自立と完全参加を
目指す大阪連絡会議（障大連）
議 長 古 田 朋 也
事務局長 西 尾 元 秀

要 求 書

貴職におかれましては、障害者の自立と社会参加の推進に日々尽力しておられることと存じます。私達、「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」（障大連）は、1980年に府内の障害者団体、親の会、労働組合、民主団体が集まり結成され、障害者自身の立ち上がりを基礎に、すべての障害者の自立と完全参加をめざし活動を進めてまいりました。

2020年から始まった新型コロナ禍は一定沈静化したということで、昨年5月に感染症法での位置づけが2類相当から5類に移されましたが、今年度も第11波の感染拡大が発生するなど、まだまだ気を抜けない状況が続いています。この5年間、障害福祉の現場では多くの障害者・従事者が感染し、残念ながら亡くなられた方もおられるなど、当事者も支援者も命がけで地域生活を継続してきました。今年3月末で感染対策や仕組みはほぼ廃止されましたが、今後の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、特に基礎疾患等がある障害者が優先的に入院できる仕組みや、介護者を付けて宿泊療養できる場所の確保など、コロナ禍で十分対応できなかった課題については平常時にこそ検討を進め、感染拡大時に直ちに対応できるよう準備しておく必要があります。

また今年度は3年に一度の障害福祉サービスの報酬改定がありましたが、今回、厚労省は財務省から「過去10年間で障害福祉サービス予算額が2倍に増え、持続可能性を確保するためにはサービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠」と押され、特に生活介護やグループホームでは「報酬体系そのものの見直し」が強行されました。

生活介護では財務省から「短いサービス提供時間で高い報酬を得ている」と問題視され、従来の短時間利用減算（5時間未満の利用者が半数以上の場合3割減算）から、更に「1時間刻みの報酬体系」へと大きく変更され、3～6時間未満の利用で60～30%も減算されることになり、各団体に衝撃が走りました。特に盲ろう、精神、重度障害など長時間の利用が難しい障害では事業が継続できない問題となることを厚労省に訴え続け、最終的には障害特性上やむを得ず短時間利用になる障害者には、各種の配慮規定が設けられそれを活用することで、事業所がつぶれる程の大打撃は回避したところです。

またグループホームについても財務省から「サービス提供時間の実態に応じた報酬や、ヘルパー利用時間数に応じた報酬体系に見直すべき」と示され、厚労省に問題を訴え続けましたが、最終的に世話人配置基準は従来の4：1から6：1配置に落とされ、各区分の報酬も下げられるなど大きく変更されるとともに、ヘルパー利用は継続されたものの8時間以上利用した日は（土日・祝日も含め）5%減算されることになりました。一方で3年前から問題になっていた「通過型グループホーム」については、各団体から「グループホームを訓練施設にするな」との強い問題提起を受け、新類型にすることは回避されました。改正総合支援法の附帯決議にも「過度な誘導につながらないよう」と示されたように、制度枠に縛られることなく、障害当事者が希望する暮らしを実現していくことが重要です。

財務省は障害者の状況や支援現場の実態など知らないまま、収支差率などを根拠に安易に予算を削ろうとしますが、厚労省もそうした実情を知らないため反論することができなくなっています。■のグループホームの虐待事件に見られるように、「金儲け本位の事業者」が増えることで報酬が切り下げられることが続けば、本来の事業趣旨が歪められ、全うに障害者の生活を支えてきた事業所が打撃を受けることとなります。大阪市としても、今回の報酬改定を教訓にして、より一層、厚労省に対して障害者支援の実情を訴え、全うな事業所と地域基盤を守っていかなければなりません。

2022年の障害者権利条約の対日審査では「脱施設化」が強く勧告されていますが、厚労省は脱施設化の方向にカジを切ろうとはせず、また大阪市では2008年から障がい者支援計画に「長期入所は人権侵害である」と示しながら、今なお「何十年もの長期入所、一生施設の状態」が続いています。私達はこの間大阪府に対して施設の長期入所状態を解消し、地域の緊急ケースの一時的な受入れを進めるなど、施設を「通過型・循環型」にして最終的に脱施設を実現していくことを提起し、府は昨年3月に施設のあり方の提言「地域における障がい者等への支援体制について」を発表しました。大阪市でも施設のあり方検討を進め、何十年もの長期入所状態を速やかに解消するために、施設に入所しても数年以内で地域に戻るような仕組みをぜひ実現すべきです。

また同様に長期入院が続く精神科病院では各地で虐待事案が相次いだことを受けて、4月から虐待通報義務化され、今年度途中からは大阪府・堺市と共同で入院者訪問支援事業が実施されることになりましたが、委託額が非常に低く抑えられています。これまでの大阪の病院訪問・オンブズマン活動の実績を活かし、事業拡充していくことが必要です。

地域での重度化・高齢化の課題については、8050問題や生活困難事例がますます増えており、相談支援事業の基盤強化や、地域生活支援拠点機能の強化、重度障害者等の受け皿作り等が喫緊の課題となっています。特に相談支援については指定事業所がなかなか増えず、相談員1人事業所も多い中、大阪はセルフプラン率が全国最多の状況にあり、複数事業所の連携による機能強化型報酬の取得なども活用して相談員の複数配置を後押しし、一層の基盤強化を図ることが喫緊の課題となっています。

障害者への差別・虐待事例については、障害者差別解消改正法が今年4月から施行され、「事業所における合理的配慮」が義務化されました。大阪市ではこの間、差別事案が続いていた金融機関、幼稚園・保育所、市営住宅住民に対する啓発チラシを作成するなど、積極的に取組を進めてきましたが、事案が続く課題については今後も未然防止の取組を進めることが必要です。またこの間6年間も続いていたマンションからのグループホームの追い出し裁判は、こちらが望む内容で7月に和解することができましたが、今後二度とこのような裁判が起こらないよう、「グループホームは施設ではなく住宅である」との認識を広める市民啓発を一層進めていかなければなりません。

また今年元日に起きた能登半島地震ではなかなか道路や水道が復旧できず、現地住民や障害者にとって厳しい状況が今なお続いています。今年も全国各地で豪雨・台風による災害が多発し、8月には日向灘の地震から「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されるなど、いつどこで大災害が発生してもおかしくない状態となっています。大阪市は他市に比べて防災と福祉の連携は進んでおらず、この状態では実際の災害発生時には到底対応できません。より一層危機意識をもって、防災と福祉の連携強化、福祉も連携した個別避難計画の作成を「待ったなし」で進めていかなければなりません。

旧優生保護法による強制不妊手術の問題では、一時金支給法施行から5年が経過し請求期限は5年間延長され、更に7月の最高裁判決により「旧優生保護法の規定は憲法違反」であることや、「除斥期間の適用は正義・公平の理念に反し到底容認できない」とされ、新たな救済法が制定される方向となりました。今なお大阪では一時金認定者は被害者全体のたった2%に過ぎず、国に新法の制定を働きかけることと併せて、一人でも多く被害者を掘り起こし救済につなげるよう、大々的な周知啓発活動や医療機関・福祉施設等の調査を実施するなど、あらゆる手立てを講じていかなければなりません。

また障害者権利条約では、インクルーシブ教育を更に推進し分離教育を終わらせるよう強く勧告されていますが、通学支援さえ未だに実施されないなど共生教育を支える制度は不十分であり、交通課題でもコロナ禍も影響して無人駅が更に広がるなど、バリアフリー化に逆行した状況となっています。「権利に関わる問題」としてこうした動きにしっかりと歯止めをかけていかなければなりません。

大阪市では今年3月に、2029年度までの向こう6年間の新たな障がい者支援計画、第7期障がい福祉計画等が策定されました。「重度化・高齢化への対応、防災対策」など待ったなしの課題が山積する中、また「脱施設化・インクルーシブ社会の実現」に向けて、関係各課が縦割りの弊害を排して緊密に連携し合い、各区、当事者団体、事業所等とも連携して、より一層強固な地域基盤を築き上げていかなければなりません。

以上の認識に立ち、以下各課題について要求いたします。

【障害者施策全般に関する要求項目】

1. 障害福祉サービスの報酬改定について

今年度からの報酬改定では、財務省からの指摘によって、生活介護の1時間刻みの報酬単価の導入や、グループホームの世話人配置基準や各区分単価の切り下げなど、報酬体系そのものが大きく変更され、障害者の地域生活に大きな影響を及ぼした。

報酬改定では、各事業の収支差率が報酬単価の検討の基礎とされているが、実態を正しく反映できないことから、以下のような問題が発生している。

まず、近年参入が急増している金儲け本位の事業者では、 のグループホームの問題に見られるように、グループホームを大規模化し、支援を極端に合理化することによって儲けを出しているために、グループホームの各区分の報酬が軒並み引き下げられてしまった。

また最近、福祉業界全体で人員確保が困難な中、多くの事業所が非常に厳しい運営を余儀なくされているにも関わらず、人手不足で人件費支出が下がっているだけなのに、「儲けが出ている」と誤認され、単価が引き下げられるなど更に追い打ちをかけられてしまった。

また、強度行動障害など重度障害者の支援は単価がアップされる一方、精神障害では区分認定項目等の不十分さから、支援の実情に見合った区分が正しく認定されず、区分が低い＝支援が不要とみなされて低い単価が更に引き下げられてしまった。

このままでは、更に厳しい事業運営が強いられ、個々の障害ニーズに適切に対応している全うな事業所が淘汰され、地域基盤の有りようそのものが大きく変わってしまうことから、上記報酬改定の問題を基盤に関わる重大問題としてとらえ、次期報酬改定に向けて国に対して、収支差率とは別の、

「事業運営や支援の実態が正しく反映される算定方法」を急ぎ検討するよう強く求めること。

また大阪市としても従来地域基盤を守り、重度化・高齢化に伴うニーズ変化にもしっかり対応していくために、人員確保や事業補助などの支援策を積極的に検討すること。

2. 新型コロナ等の感染症での障害者への配慮・対策について

今年3月末で各種コロナ対策やかかり増し経費への補助は、ほぼ打ち切られてしまったが、今年度も感染が広がるなど予断を許さない状況にあることから、今後の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、平常時にこそ検討を進め、感染拡大時に直ちに対応できるよう準備しておく必要がある。特にこの間のコロナ禍で問題となった以下の課題について、今後の大阪市感染症予防計画等において事前に対策を講じておくこと。

- ・障害者の一人暮らしやグループホームでの暮らしの状況について、保健所等に十分認知されておらず、間違った対応もなされたことから、また基礎疾患のある障害者の重症化率・死亡率も高かったことから、平常時から障害福祉一保健所間で認識を十分共有しておき、障害者が感染した際には、その障害状況、生活状況も加味して、直ちに入院できるよう入院調整を行うこと。
- ・宿泊療養施設は「自力で過ごせること」が原則とされたため、特に介護・支援が必要な障害者は全く利用できず自宅療養を余儀なくされたことから、「介護者を付けて宿泊療養できる場所」の確保に向けて、受入れ・対応方法等を事前に検討し、十分なカ所数を確保しておくこと。
- ・また、障害者や家族が感染した時に介護・支援を打ち切る事業所も多発し、替わりの事業者が奔走しなればならなかったことから、事業所による支援を必ず継続することや、事業所における定期スクリーニング検査の実施、日中活動を休んだ時や休所になった場合の速やかな介護時間数の上乘せなど、地域生活を維持するための対策について、全区、全事業所に周知徹底しておくこと。
- ・国に対して感染拡大時には、速やかに防護具、検査キットの無償配布やかかり増し経費への補助を復活させるよう求めること。

【介護に関する要求項目】

国では報酬改定が行われましたが、介護に関する改定は細かな見直しがほとんどで、抜本的な問題解決がなされるような改定ではありませんでした。重度訪問介護については入院時利用の対象拡大や同行支援の利用について少しだけ前進し、国庫負担基準も少し引き上げられました。

入院時の重度訪問介護の利用については、区分4以上まで対象が拡大されましたが、実際にはコロナ禍等で病院側に利用が断られることが少なくありません。コミュニケーションがうまくいかない結果、障害者の人権が踏みにじられるような不適切な対応や事故が起こっています。外部からの感染防止に留意しながらも人権に配慮した対応がなされるよう、医療機関への啓発の強化が必要です。

福祉と雇用の連携による就業支援事業は、大阪市では利用者が45人に増えていますが、更に当事者や事業所等への周知が必要であり、本人に自己負担を課す問題や、事務の繁雑さから国に対し個別給付一本で対応するよう働きかけが必要です。また大学修学支援は今年度7名の利用がありますが、入学直前に介護事業所を探さなければならない等の課題もあることから、早めに調整できる仕組みが必要です。

市では2021年にマトリックスが改正されて以降、重度化・高齢化やヤングケアラーといった課題にも対応しやすくなるなど一歩前進し、夜間の泊まり介護の時間数も一定見直されましたが、頻回な喀痰吸引または体位変換が必要なケースに限られるなど課題が残っています。

介護保険との併給については、介護保険優先原則がありながらも、市ではそれまでの生活水準を守り、生活の質を保障するために支給決定を行っています。介護保険と障害制度の考え方の違いから未だ多くのトラブルが発生しています。サービスの引き下がり等の権利侵害を決して起こさないよう、障害者本人や相談支援、ケアマネジャー、区役所の担当者にまで周知徹底していくことが求められます。

また移動支援では他の介護単価との格差拡大や物価高騰、最賃アップの流れの中、事業廃止・休止する所が急増するなど基盤維持に関わる問題となっており、単価の引き上げが急務となっています。更に盲ろう者の支援では、高齢化の進展に伴う課題への対応に向け支援体制の充実が急がれるところです。

以上の認識に立ち、以下要求します。

1. 障害者の入院時の課題

- ① 障害者の入院時への付き添いがこの間拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや、骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いだ。障害者虐待・差別の問題であり、不適切な対応が決して行われたいよう、府では今年2月に「入院時の対応に関する啓発資料」を作成・配布したが（今年改訂版を作成予定）、まだ現場の看護師まで周知されておらず問題が続いているため、更に現場スタッフまで改めて周知徹底し研修も進めること。併せて個別ケースの対応では、重度訪問介護や相談支援での入院時連携加算の活用も積極的に周知し推進すること。
- ② 入院時の重度訪問介護やコミュニケーションサポート制度の利用について、市から積極的に医療機関に周知するとともに、入院時のヘルパー利用が断られる場合には、市のどの担当課が医療機関に働きかけるか仲裁・調整を行う仕組み・窓口を明確化し、責任をもって対応すること。

2. 国の介護制度の課題と大阪市での対応

- ① 雇用と福祉の連携による就業支援事業について、雇用と福祉にまたがる制度で使いにくく事務も煩雑となっているため、重度訪問介護など個別給付一本で利用できるよう国に見直しを求めること。
また、「働くためにお金を取られること」は考え方として問題があるため、市として改めて自己負担を求めないよう見直すとともに、制度利用を広げるためのチラシ等を作成し、障害者本人、ハローワーク、企業、就業・生活支援センター、事業者等への周知・啓発を更に推進すること。
- ② 大学修学支援事業について、大学入学時からすぐに利用するには、入学直前の準備では介護事業所探し等の調整が間に合わないため、教育と福祉部局が連携して、早い段階から高校等が利用予定者を把握して制度利用できることを本人に周知し、相談支援事業所につなげる仕組みを作るとともに、受験予定の大学側でも委員会設置など事前準備をしておくよう周知啓発していくこと。
併せて、18才前のセルフプラン利用者への相談支援利用の勸奨文も活用し、大学進学を希望する重度障害者の場合は制度利用も可能なことを伝え、相談支援につながるよう周知していくこと。
また、大学は通常遠くにあるため、市独自でヘルパー交通費の支給も検討すること。
- ③ 重度訪問介護の同行支援について、今年度から重度包括支援対象者に初めて関わるヘルパーには同行支援が認められることとなったが、同一事業所で一人目しか対象とならないこととされた。重度者の介

護やコミュニケーションは個々に異なり、一人目に慣れれば二人目にも対応できるわけでもないことから、「初めて関わる重度訪問介護対象全員」の同行支援を認めるよう国に求めること。

3. 介護保険との併給問題について

- ① 介護保険併給時のトラブルが続いていることから、区の介護保険・障害福祉担当、ケアマネジャー・相談支援の各事業者が、「併給によってサービスの引き下がりや通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を十分理解するよう周知徹底し、トラブルを未然に回避すること。
- ② 市ホームページ上に、介護保険・障害福祉双方が閲覧できる「介護保険併給のページ」を早急に設け、関連資料を網羅するとともに、研修や集団指導を通じて両制度の違いとトラブル回避策を具体的に伝えていくこと。今年も介護の間隔を2時間空けるよう言われるトラブルが発生するなど、区や事業所でどんな介護の組み方が可能かが理解されていないため、「ケアプランのパターン例」を作成し、従来の生活パターンを維持・継続するよう、償還払い制度も含め周知徹底すること。
- ③ 盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを避けるために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを全区に周知徹底しておくこと。

4. 長時間介護の支給決定時間数、制限問題

- ① 国が労基法令に基づいて示した夜間支援Q&Aで、「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」と通知され、市でも一定見直されたが、まだ対象は「人工呼吸器利用、頻回な喀痰吸引や体位変換が必要、行動関連項目17点以上等の者」に狭く限定されていることについて、支給決定状況を集約し、対象外であっても個々に必要な時間数を決定するとともに、実態に見合った対象の拡大も検討していくこと。
- ② 国庫補助基準は今年度から増額されたとはいえ、泊まり介護での手待時間や介護保険対象者の居宅介護などでは全く足りていないため、国に対して完全半額保障するよう厳しく要求すること。

5. 移動支援について、国に対して個別給付化、少なくとも早急に促進事業化するよう強く求めること。この間、他の介護単価との格差拡大や物価高騰、最賃アップの影響もあり、移動支援の事業廃止・休止が相次ぐなど基盤に関わる問題となっていることから、市として単価の大幅アップや土日・休日加算、特定事業所加算の導入など、早急に対策を検討し基盤の縮小・崩壊を防ぐこと。

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

- ① 国に対して引き続き通訳・介助制度の個別給付化を求めるとともに、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。
- ② 通介制度利用者は60才以上が既に80%程度に達しているなど、急速に高齢化が進んでおり、転倒等の事故も発生していることから、府に対して高齢化対応での二人派遣の実施を求めるとともに、市では通介と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助を積極的に進めること。

コミュニケーションの関係で盲ろう者は、介護・相談支援事業所に忌避される場合が多く、高齢の親の支援に頼っていたりセルフプラン利用も多い現状があり、親の体調変化等では緊急事態となるがすぐに対応できないため、予めサービスにつないでおくことが重要である。府や友の会とも連携して、通訳介助ができなくとも簡単なコミュニケーションで介護に入れることや、通介者が仲立ちできること等を啓発するチラシを作成し、関わる事業所が増えるよう働きかけること。

【グループホーム等に関する要求項目】

国連の総括所見においては、施設収容を廃止するため、予算配分を入所施設から地域生活支援に振り向けることが勧告されました。しかし今回の報酬改定においては、「通過型」の類型創設は見送られましたが、「グループホームは増えすぎ」として、実態とかけ離れた世話人6：1配置への変更が行われ、各区分の基本報酬は軒並み削減されました。特に精神障害のグループホームでは重度対象の加算も実質利用できず、度重なる報酬削減が大きな打撃となっています。ヘルパー併用では、長時間利用者の本体報酬の減算も導入されました。地域への予算の振り向けとは真逆の実態があります。

また、日中支援型グループホーム[]における粗末な食事と食費の過徴収という、会社ぐるみの虐待が大きな問題となっています。指定取消しにより、全国100のグループホーム=2,000人の入居者に影響が及ぶとされ、一刻も早い具体的な救済策が求められます。国でもグループホームの質の確保は大きな課題としてとりあげられ、事業所ごとに「地域連携推進会議」を設置することが盛り込まれ、来年度から義務化されることになりました。しかし同推進会議は、プライバシーの侵害や新たな地域との摩擦などの懸念もあり、また質の確保のための他の方策は今後の課題とされ、現状打開には程遠いと言わざるを得ません。良い支援を可能とするだけの財源や人材の確保、大規模化を進めた日中支援型の新規指定の停止、指定基準による定員の縛りなど、大胆に規制する必要があります。

大阪市の10人ルールへの厳守、生活支援の指針の明確化や事業者研修、様々なニーズにこたえる質の高いグループホーム拡充のためのさらなるバックアップが必要です。報酬改定議論では、グループホームの総量規制も課題にありました。入所施設を減らし質の良いグループホームをふやすため、さらにニーズの把握を進め、必要十分なグループホーム確保のための市としての対策が求められます。以上の認識に立ち、以下要求します。

1. 2024年報酬改定をふまえた国への要望、ならびに大阪市での対応について

- ① グループホームの「生活の質」の改善に向けて、国に対して入居定員について改めて指定基準で「最大でも10人まで」「4～5人程度が本来の趣旨」という考え方に戻すよう求めるとともに、大規模効率化により手を抜かれやすい「食事づくりや入浴、外出の支援」など基本的な生活支援について、決しておろそかにされないよう指定基準で厳密に規定するよう強く求めること。
- ② 今年度国で策定が進められるガイドラインでは、グループホームとして当然実施すべき支援と、してはならないこと（募集時の重度者排除、安易な追い出し、門限設定、カメラ設置など）がきちんと示されるよう求めること。また、国のガイドラインを補強するために、市での事業指定時のチェックリストを元に、市独自のガイドラインを策定し、改めてグループホームの本来の役割とあるべき支援、禁止事項、不適切な支援事例を示し、事業者指導・研修を強化すること。
- ③ 来年度からグループホームに義務化される「地域連携推進会議」の開催について、構成員は「利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい」と示されたが、当事者の住まいであることを十分ふまえ、プライバシーや人権を守り、地域のコンフリクトに決してつながらないよう十分配慮することや、むしろ当事者の生活の質向上につながる気づきを得るために、グループホームに理解のある者や他法人グループホームとの相互訪問等も進められるよう、国に対して働きかけるとともに、市としてその取り組み方に関する「指針」を作成すること。
- ④ []の虐待問題の背景として、20人規模の日中支援型が認められたことで、金儲け目的の事業者を招き入れ、障害者が食べ物にされてしまった問題を重く受け止め、日中支援型類型の廃止（介護包括型10人以内への移行）、新規指定停止を国に求めること。また通過型グループホーム（移行支援住居）も団体からの問題提起により類型化は見送られたものの、グループホームを「訓練施設」化してはならないことから、廃止等の見直しを求めること。

また、市では日中支援型の新規申請に際して引き続き厳しくチェックするとともに、移行支援住居についても新たにチェックリストを作成し、一人暮らしへの移行支援の経験等を厳しくチェックし、安易な開設による問題発生を未然に防ぐこと。

- ⑤ 市では「最大でも10人まで」とする指定方針を引き続き厳守するとともに、この間市が指定してしまったすり抜け事例～「複数法人に名前を変えた併設・合築」「日中活動や高齢グループホームとの併設・合築」「従たる事業所として他市で大規模物件を指定」については、二度とスルーしないようチェックを徹底し、後任にも確実に引き継ぎ、必ず大規模化を防ぎ続けること。
- ⑥ 個人単位のヘルパー併用について、引き続き他都市とも連携し、国に恒久化を強く求めること。併せて、報酬改定で8時間以上利用した日は5%減算される問題について、そもそも1:1の個別支援が必要な人は日中活動・夜間の時間帯を除いても10時間程度必要であることを、国に訴え見直しを求めること。少なくとも土日・休日等の日中部分はグループホーム報酬が保障されていないことから、決して長時間利用減算をしないよう強く求めるとともに、土日等日中対応でのグループホーム報酬を明確に算定するよう要求すること。
- ⑦ 国にサテライト型の年限撤廃を求めるとともに、市ではグループホームの支援を継続する必要がある人に対して、今後も打ち切らないようにすることや、むしろ本人状況によっては「年限付きでないサテライト型」の利用を積極的に認め、多様な物件確保や支援形態を進めること。
- ⑧ 従来の積み残し課題である、在宅からの入居支援での地域移行特別加算の適用、入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を国に要求すること。

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

- ① この間のマンションからのグループホームの追い出し裁判では、管理組合から「消防法令上グループホームは厳しく規制すべき『施設』であり、管理規約にも違反し、住民に負担を及ぼす」との理由で退居が求められてきた。裁判は7月に和解が成立し解決したが丸6年もかかり、今後二度とこのような問題が発生しないよう、消防庁に対してグループホームの実態を伝え、今後も追い出し・入居拒否の理由として悪用されかねない以下の消防法令課題の見直しを求めること。
 - ・グループホームを「福祉施設、住戸利用施設」ではなく「住宅」として明確に位置づけ直すこと。
 - ・共同住宅にグループホームが1件でも入居すれば、厳しく規制される特定防火対象物（16項イ）に位置づけられることを見直すこと。
 - ・6項ログループホームでのスプリンクラー設置に関する「大阪市の免除特例」の全国的な適用、ならびに大阪市ではスプリンクラー免除特例を恒久的に継続すること。
 - ・少人数グループホームでは、1人の入居者の支援区分や入退居等の変動で6項ハ⇒6項ロに簡単に変わってしまうため、改めて小規模ホームについては6項ハとして位置付け直すこと。
 - ・6項ハ⇒6項ロに変わった場合、消防立入検査から2週間以内に消防設備設置ができなければ、違反物件として物件名が公表される公表制度の対象から除外すること。
- ② 市では、今後マンション等にグループホームが入居する際、住民トラブルが発生しないよう、「消防と障害福祉の相互チェックの仕組み・フロー」を確実に履行するために、この裁判の和解文書にもあるように、事業所指定の前段階で、消防署から「共同住宅特例に違反せず消防法令上も不備がないこと」を確認できる書面を交付し、その書面を障害福祉で確認してから事業所指定する仕組みを確立しておくこと。

また今後、グループホームに関する正しい認識を広め、差別を未然に防止するために、障害福祉・消防・住宅部局で連携して「グループホーム啓発パンフ」を作成し、消防法令や住宅法令（区分所有法等）上も「住宅」として問題ないことを示し、市住宅部局、住宅関係機関、関連業者（管理会社、保証業者、宅建業者等）や地域住民に対して幅広く啓発を進めること。
- ③ 市グループホーム整備費補助について、一昨年より区分5・6の障害者を受け入れるホームへの改造費補助に限定されたが、入居者の重度化・高齢化への対応や精神科病院からの地域移行の促進に向けて、対象者の拡大、敷金・備品費補助等の復活を改めて検討すること。
- ④ 市営住宅の建替えに際しグループホームが新築物件から排除されることのないよう、引き続き「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。

またグループホーム利用の促進に向け「隣接住戸2戸1化改修」等の方策を検討すること。

【地域移行・地域生活に関する要求項目】

一昨年の権利条約の総括所見では、「入所施設や精神科病院からの脱施設化」が強く勧告されましたが、全国的にも未だに「何十年もの長期入所・入院状態」は続いています。大阪市の地域移行・施設入所者削減の数値目標は、国の基本指針と同じ数値にされましたが、長期入所状態の早期解消に向けて、「施設のあり方」検討を進め、大阪府でも提言されたように、施設を「通過型・循環型」にしていくなど思い切った転換を進めていくことが必要です。また、今年の報酬改定で、入所施設の基準省令に「地域移行等意向確認担当者の選任と、計画相談等との連携により地域移行に向けた措置を講じること」と明記され、市でも改めてその具体的な仕組みや方策を打ち出す必要があります。

今なおコロナ禍の影響で、施設や精神科病院での面会や外出・体験取組が十分できない状況が続いていますが、市から施設、病院にしっかりと働きかけて確実に進めていかなければなりません。

また精神科病院での虐待事件が相次ぐ中、人権に配慮され安心して治療が受けられる場となるよう、府や堺市と共に入院者訪問支援事業を積極的に進めるとともに、通報義務化により本人、家族から通報できることの周知や指導監督の強化など、チェックを更に強化していかなければなりません。

今後、地域移行や意思決定支援を進めていくには、施設・病院と地域の「つなぎ役」である相談支援基盤の拡充が必須となりますが、依然として各区の相談支援事業所は不足しており、相談員一人事業所も多い中、今回の報酬改定でもなかなか改善されない状況です。また各区では8050問題や虐待・緊急ケースへの対応も増えていることから、引き続き相談支援基盤の拡充、地域生活支援拠点機能の強化を一層進めていく必要があります。またセルフプランについても未だ半数近くあり、更に増える傾向にあることから、セルフプラン利用者に計画的にアプローチしていく仕組みも必要です。

生活介護では、報酬改定で1時間刻みの報酬体系が強行され、特に盲ろうや精神、重度障害等の短時間利用者が多い事業所では場がつぶれるほどの問題となりました。最終的に障害特性上の配慮規定が設けられ一旦問題を回避しましたが、市として柔軟な対応を徹底するとともに、国に対して強く見直しを求めていくことが必要です。また近年激しさを増す豪雨・台風、それに南海トラフ地震等の大災害に備えて、垂直避難が可能な避難場所の十分な確保、市では立ち遅れている防災と福祉との連携の仕組みづくりや個別避難計画の作成等、「命を守るための対策」を待ったなしで進めていかなければなりません。以上の認識に立ち、以下要求します。

1. 国への地域移行の仕組みに関する要望

- ① 今後、重度障害者の地域移行支援が重要となることから、重度者の地域移行支援報酬を新たに設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を可能とするよう強く求めること。
- ② 施設や精神科病院からの地域移行支援での「月2日以上の利用者対面支援」要件の緩和、地域移行支援契約前の「前段階支援」の制度化、コーディネーターの報酬明確化、体験加算15日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障、各地域移行特別加算の拡充を求めていくこと。

2. 大阪市での地域移行取り組みの推進

- ① 長期入所状態の解消に向け、府と同様に施設を「通過型・循環型」に転換していくために、「施設のあり方」検討を進めるとともに、国の施設のあり方検討でも同様に見直しよう求めること。
- ② 地域移行の推進に向け、市と基幹センターの施設訪問を再開し、市「施設入所者地域生活移行促進事業」（体験外出）の活用を促し、希望者を掘り起こしながら体験取組を進めること。
入所者の地域移行の意向確認に向けて、外部の相談支援が入り、セルフプランの解消を進め、意思決定支援やピアサポートが関わる仕組みを作ること。
- ③ 障害児施設の地域移行で、相談支援の関わりもなく移行先で虐待されたり、体験時に措置停止されず地域移行支援や体験費が算定できない事例が出ていることから、相談支援が早くから関わり、体験の都度、措置停止を徹底することなど、児童部局・児施設と認識を共有すること。
- ④ 各区の施設入所待機者数を明らかにし、府の地域生活促進アセスメント事業のように「待機者」

にアプローチする仕組みを作り、待機状態の地域での解消を進めること。

3. 精神障害者の地域移行・地域支援について

- ① 地域生活移行推進事業から地域移行支援に空白なく切り替えられるよう対応を検討するとともに、同推進事業の期間を6ヶ月と限定せず、個々の事情を考慮して柔軟に延長すること。
また精神科病院に対し推進事業の意義や有効性を更に浸透させ、事業への協力を求めること。
- ② 精神科病院での相次ぐ虐待事件を重く受け止め、虐待が疑われる場合は予告なしの現地指導を行うとともに、改正法に基づき、虐待を受けた本人や家族、関係者からも通報できることを積極的に周知するなど、虐待の未然防止、早期発見・再発防止に努めること。
- ③ 今年度、府・堺市と実施する入院者訪問支援事業について、委託額118万円は余りに低すぎ、専門職を配置して生活相談や権利擁護に取り組んでいけるよう、十分な予算を確保すること。
- ④ 精神障害の支援区分が低く認定される傾向があることを踏まえ、区分の引き下がりによるサービス低下や利用停止を引き起こさないよう、認定調査員や審査会、区に注意喚起を徹底すること。

4. 相談支援事業の基盤拡充

- ① 今年度の報酬改定では基本報酬は増えたが、機能強化型報酬を取得できない相談員一人事業所はまだ多く、加算申請も複雑になっていることから、国に対して引き続き基本報酬の増額と合わせ、わかりやすい報酬体系を構築するよう強く求めること。
市として相談支援基盤の拡充に向け、特に一人事業所の支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬取得のパターンの例示や、モニタリングの頻度の拡大可能な例など、わかりやすくまとめた啓発資料を作成し、各区・事業所への周知・研修を進めること。
- ② セルフプラン利用者、特にライフステージが変わる18才、65才前に相談支援利用の勧奨文を发出し、支援の空白を生じることなく事業所やケアマネと円滑に連携できる仕組みを作ること。

5. 地域生活支援拠点等の機能強化

- ① 緊急ケース対応や地域移行の推進に向け拠点機能を強化していくために、新設された拠点機能強化加算を活用し、基幹センターとは別に拠点コーディネーターを配置することを検討すること。
- ② 8050世帯での親の死亡・入所・入院による緊急ケースが増えており、対応力を高めるために、「つながる場」の活性化に向け、区協議会での法定会議化や実事例研修を進めるとともに、区、基幹、事業所が直ちに連携できるよう、改めて緊急時支援事業等の仕組みを啓発・研修すること。
- ③ 触法ケースへの対応について、矯正施設等から当事者のアセスメント情報を提供する仕組みを作るとともに、各区と基幹の役割分担を明確化し、連携に関する研修を実施していくこと。
- ④ 重度障害・強度行動障害のグループホームや介護事業所等の受け皿が不足していることから、重度者受入れ対応の研修やスーパーバイザー派遣の強化により、受け皿を急ぎ拡充すること。

6. 防災対策について、近年の猛烈な豪雨・台風や南海トラフ地震に備え、垂直避難場所として学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、校舎等では実際に利用できるか現地検証を進め必要な設備・備品を整えておくこと。防災と福祉が連携した対策検討会議を設置し、福祉事業所が連携した個別避難計画の作成や、発災時の福祉事業所の連携の仕組みを検討し、地域防災訓練への障害者参画を進めるなど、福祉連携を強化すること。

7. 日中活動について

- ① 生活介護に1時間刻みの報酬体系が導入されたことは、短時間利用にならざるを得ない精神・盲ろう・重度障害等の事業所の廃止、基盤の破壊につながる大問題と捉え、国に対して制度見直しを強く訴えていくとともに、市では障害特性に係る配慮規定の柔軟な適用を継続すること。
- ② 就労支援B型の一律評価報酬体系で短時間利用減算が導入されたが、更に1時間刻みの報酬体系が導入されるなど、制度の後退や利用制限につながらないよう、国に対し訴えていくこと。

【権利の実現に関する要求項目】

今年4月に改正障害者差別解消法が施行され「事業者の合理的配慮」が義務化されました。大阪市内ではこの間、差別事案が続く業種に対して積極的に啓発を進めてきましたが、より一層、差別の未然防止に向けて、「どんな場面で、どの障害で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す啓発・研修を推し進めていかなければなりません。

また、大阪市内では障害者虐待も毎年数多く報告されており、特に「養護者による虐待」について、なかなか虐待認定されないことが問題となっています（R4年度虐待認定ケースはたったの7.4%）。各区で虐待認定されなかったケースを分析し、養護者の定義を明確化し幅広く捉え直すことや、たとえ虐待認定できない段階であっても区が関与し続けるなど、直ちに運用を改めなければなりません。

障害者に対する住宅入居差別は未だ根強く残っており、単身やグループホームの入居で拒否される例が今なお続いています。障害者の入居に際して家主が「漠然とした不安」を抱いて拒否する事例も多く、家主の意向を受けて宅建業者や保証業者が入居を拒否する例もあります。大阪市内のマンションで長く暮らしてきたグループホームが退居を求められた裁判も、結局は一部住民の差別意識によるものであったと言えます。住宅セーフティネット法改正を受けて、福祉部局と住宅部局が緊密に連携し、家主や関係業者に対して差別事例と合理的配慮の方法を具体的に示しつつ、障害者の実際の暮らしぶりや入居を支える仕組みも伝えていくなど、より積極的な啓発活動が必要です。そうした活動を推進するためにも、国や府の補助金も活用して各区で居住支援協議会を開設していくことが必要です。

またこの間、市営住宅では、自治会役員が障害者に対して自治会活動を強要し、それができないなら入居を拒否する、退居を求める、障害状況を説明させる等の人権侵害が発生しています。その背景には住民の高齢化による自治会活動継続の困難があり、構造的な差別の問題と捉え、住民への障害の理解のための啓発の推進と併せ、自治会活動の業者委託を進める仕組みを強化することが必要です。

旧優生保護法の下、行われた強制不妊手術の問題では、一時金の請求期限が2029年4月まで5年間延長されましたが、7月の最高裁判決では、「旧優生保護法の規定が憲法違反である」ことや、大阪を含む各地の裁判についても、「除斥期間の適用は著しく正義・公平の理念に反し、信義則に反し権利の濫用として許されない」との画期的な判断が示されました。今秋には被害者の救済を更に進める新法の制定に向けた検討がなされる方向となっています。

大阪市・府では一昨年から医療機関や高齢者施設も含めた福祉施設に対して、「周知の一環としての調査」が実施され、新たに何名かの方が発見されましたが、今なお一時金認定者は被害者全体の2%に過ぎず、今後も府と連携して調査を進め、あらゆる手段で大々的に広報活動を展開するなど、一人でも多くの被害者を掘り起こし救済につなげる努力を怠ってはなりません。

生活保護については、一昨年度の見直しで基準額や級地区分の引き下げが検討され、一旦回避されたものの、まだ切り下げられる恐れは続いています。この間のコロナ禍による収入減や諸物価の高騰、猛暑による光熱費の増など更に厳しい状況の中、基準額のアップこそ必要であり、引き下げなど到底許されません。「健康的で文化的な最低限度の生活」を保障するために、基準額や級地区分、各種加算等を決して引き下げないよう、他の自治体と連携して国に対し強く求めていかなければなりません。

以上の認識に立ち、以下要求します。

1. 市の差別解消・虐待防止の取り組みについて

- ① 今年度の差別解消改正法施行による「事業者の合理的配慮の義務化」を受け、差別の未然防止、適切な合理的配慮の提供に向け、差別事例が複数発生している業種に対して、引き続き「どんな場面で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す媒体を作成し、より一層啓発を進めること。金融機関での自署強要や保育所・幼稚園の受入れ拒否等の問題に関してはチラシ等を作成・配布したが、差別の未然防止に向け継続して啓発を進めること。
- ② 養護者虐待について各区で認定されなかったケースを分析し、区で対応のばらつきが出ないよう、養護者の定義を明確にするとともに、「特徴的な事例と対応のあり方」に関する通知や研修資

料を作成し、研修強化により更にスキルアップを図ること。たとえ虐待認定に至らなくとも、区は決して手を離すことなく問題解消まで関わり続け、必要に応じ市区の虐待対応担当と障害福祉が連携して対応するとともに、各障害で受け入れ可能な分離保護の場を更に増やすこと。

2. 住宅の入居差別への対応について

- ① 民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示す媒体を作成し啓発・研修を進め、差別事案に対しては府と連携し毅然とした対応を行うこと。また家主や業者に対して、障害者の入居で不安や困りごとがあれば、障害福祉や相談支援に相談するよう伝えるなど、差別の未然防止に向けた取り組みを推進すること。
- ② 入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから（今も7割の家主が拒否感）、不安の払拭に向け障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成し、啓発を進めること。また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉部局と住宅部局の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、各区での居住支援協議会の設置に向け、具体的に検討を進めること。
- ③ 市営住宅において、平野区で障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、今なお係争中であり、その後も他の住宅でトラブルが続出したことから、昨年12月に全住戸に配布した啓発チラシについて、今年度も引き続き全住戸、住宅管理センター等に周知し、再発を未然に防止すること。またこの問題の背景には、住民の高齢化に伴う自治会活動の困難があることから、自治会活動の業者委託を進めるために、大阪府のように各住民から直接、市に委託料を振り込む仕組みを検討するとともに、支払いが難しい障害者等には市が補助することも併せて検討すること。

3. 強制不妊手術の問題について

7月の最高裁判決を受けて今年、新法の制定が検討される方向であるが、その動向を注視しながらも、大阪市としてまず障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止め、被害者全員の救済につなげるために、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすようあらゆる手立てを講じること。

一時金請求期限延長の附帯決議には「一刻の猶予もないことを踏まえ、効果的な広報を早急に行うこと」とあり、広報活動では、府や市各部局で連携し、新聞・ラジオ・テレビでの広告、全交通機関でのポスター掲示、市HPの活用等々、ありとあらゆる手段を講じて大々的に展開すること。

また一昨年度、市では障害児・者施設、児童施設、医療機関に、府では高齢者施設等にアンケート調査を実施し、今年は地域で暮らす被害者の把握に向けて、介護・日中・相談支援・ケアマネ等全ての障害・高齢福祉サービス事業所に周知メールを発信するなど努力してもらっている。しかし、未だ大阪の一時金認定者は2%に過ぎないことから、引き続き府や各部局で連携し、全ての地域生活支援事業者、入所施設、医療機関に対してアンケート調査やメール発信を継続実施するとともに、新たに、「障害者・高齢者への個別郵送時のチラシ挟み込み」等を実施するよう検討すること。

新法制定に向けて、国に対して障害・高齢・児童・救護施設、医療機関への調査や、自治体への調査権限の付与を求めるとともに、補償金額の大幅増額等、抜本的な見直しを強く求めること。

4. 生活保護の基準見直しについて

一昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、最終的に「2024年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて2025年度以降の受給額を判断する」と引き下げが一旦回避された。しかし今年も見直しにより引き下げられる恐れがあるため、他の自治体とも連携し、この間の物価高騰や猛暑による光熱費の増をふまえ、基準額を増額することや、前回議論のあった級地区分や基準額の引き下げを決して行わないよう、国に強く働きかけること。併せて保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けをしないよう、引き続き強く働きかけること。

【交通・まちづくりに関する要求項目】

2018年のバリアフリー法改正では、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資するべきことが明記され、当事者参画が必須とされました。ところが、2025年大阪・関西万博のユニバーサルデザインガイドラインは当事者参画が全くない中で勝手に策定され、各方面からの非難を受け、多種多様な障害者が参画し大幅改定されました。大阪府においても福祉のまちづくり条例の改正が検討されており、障害者にとって身近な小規模店舗のバリアフリーやトイレの介護ベッド設置基準が検討されています。2階建てコンビニはガイドライン改正により、今後は増えない仕組みが作られました。

また、大阪市のバリアフリー化対策では、約20年ぶりに基本構想の見直し作業が行われています。すでに検討された地区では重要な課題が山積していることが明らかになりました。既存建築物も含む面的な整備、ターミナルのバリアフリー等「大阪まるごとバリアフリー」を実現するために、当事者参画を基本にすえた息の長い取り組みが必要です。

一方で、都市部においても無人駅や時間帯無人の拡大が進んでいます。安全対策も不十分な状況で、インターホンが障害者にとって使いにくい状況を改良することもなく、労働者不足を理由に人員削減することは、障害者に一方的に負担を強いるものであり、社会参加を困難にしています。

とりわけ、これまで大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」）が果たしてきた役割や取組をふまえ、市は、障害者の権利を守る立場に立って当事者の声を確実に反映できるように支援することが求められます。以上の認識に立ち、以下要求します。

1. 大阪市交通バリアフリー基本構想について

- ① 検討にあたっては、現構想の形式的な時点修正に留まることなく、20年間の街の変化を踏まえた生活関連施設及び経路やエリアの追加検討、各地区の課題の把握と解決策の検討を丁寧に行うこと。また、基本構想での課題を再開発計画に反映すること。
- ② 第8回推進協議会で、整備時期が特定されず、各事業者が取り組むとされた課題については、各事業者での検討状況が集約できるように市として働きかけを継続すること。また、「協議会で継続検討（事例の共有、好事例・整備内容の検討）を行う」と整理した項目（乗り換えなどの案内サインの事業者間連携、券売機の仕様、オールジェンダートイレ・介護ベッド等）について、誠実に協議を行うこと。
（各事業者が取り組むとされた項目例 天王寺・阿倍野地区、新大阪地区）
エレベーターの大型化等の検討、バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討、カームダウン/クールダウンスペースの設置について検討ほか。
- ③ 市推進協議会及び各区の検討組織を今回の見直し作業以降も常設し、5年に1回の基本構想の見直し作業を行うこと。また、大規模開発、再開発等へ当事者が参画できる仕組みづくりを検討すること。
- ④ 歩道と車道の段差の問題について、視覚障害者、車いす利用者の双方にとって安全な兵庫県方式の導入等、基本構想推進協議会において解決策を検討し、実現を図ること。

2. 2025年大阪万博を機に「大阪丸ごとバリアフリー」について

- ① 改定後のユニバーサルデザインガイドラインが具体化されるように、各パビリオン、催事・展示等施設の整備にあたっては、当事者意見の反映を図ること。移動モビリティ、サイン表示、情報のユニバーサル化、サービス提供のあり方、共に体験できるコンテンツ作り、スタッフ研修等、今後の課題についても、当事者参画を基本として、アクセシブルでインクルーシブな万博の実現を図ること。
- ② 夢洲万博会場へ円滑にアクセスできるよう各事業者と連携し整備を図ること。
 - ・万博のシャトルバスにおける障害者の利用可能車両の台数を明らかにすること。また、当該車両

の配置については、関空・伊丹空港、新大阪駅を優先するようにし、不十分な場合、福祉両等の活用など代替交通機関の確保も含め検討すること。

・鉄道による円滑なアクセスを確保するためにターミナル駅のバリアフリー化の一層の推進を図ること。

・夢洲会場での車椅子対応駐車場の利用については3.5m幅が必要な障害者に限定するように的確な運営を行うこと。また、必要に応じて、舞洲駐車場も3.5m幅が必要な障害者が駐車できるように運用すること。

・車いすで乗車できるシャトルバスの発着情報、空港、主要ターミナルからの鉄道での乗り換え経路（他社線乗り換えのバリアフリー経路）などがわかるバリアフリー情報特設ページを万博のHPに開設すること。なお、万博関連事業のWEBページはすべての障害者が使えるユニバーサルデザインによること。

③ 障害者も含めた観光客の受入環境の整備を進めるために、ホテル、観光施設、商店街、飲食店等のバリアフリー化、障害の理解や合理的配慮の啓発を行うこと。

・大阪観光局の公式HPで紹介している観光スポットについては、バリアフリー状況を把握し、「段差、階段の有無、バリアフリースイールの有無、利用にあたっての留意事項」などの基本情報を掲載すること。また、ハートフルWEBの一層の充実を図ること。

3. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

① ホーム柵の設置については、利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。また、車椅子使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降できる環境の整備を目指したホームの段差・隙間の解消についても、大阪市から鉄道事業者に働きかけること。

② 都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。

また、大阪メトロが民営化直後「交通局バリアフリー化委員会モニター部会（事業者・障害者間の双方コミュニケーションによる意見交換を通じて今後の在り方提言等を行う場）」を通知なく終了させ、現在のバリアフリー計画に地域当事者の声が反映されていないのは大きなサービス低下である。大阪市会と大阪メトロ及び大阪シティバス（株）との間で実施されている、諸課題について連絡調整するための会議体へ確実に当事者の声を反映させるしくみづくりについて検討すること。

4. 大阪市建築物のバリアフリーについて

① 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、市有施設においては、トイレへの介護ベッドの設置を計画的に行うこと。また、外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発を行うこと。とりわけ、インテックス大阪の大規模改修時にはバリアフリースイールの増設と大人用介護ベッドの設置を進めること。

② 小規模店舗が集積している商店街の多くは駅周辺に立地し、大阪を特徴づける観光資源にもなっていることから、バリアフリー化の推進がとりわけ重要である。商店街のバリアフリー化、とりわけ公衆バリアフリースイールの設置や小規模店舗の道路境界・出入り口段差解消などについて、積極的に働きかけること。なお、推進にあたっては、バリアフリー環境整備促進事業の活用なども検討し、効果的に進めること。

③ 長居障がい者スポーツセンターの建て替えについて、来年度の基本設計段階で障害者の意見を反映する仕組みを作ること。また利用者の交流や利便性の向上のために食堂の設置を行うこと。

【教育・保育に関する要求項目】

2022年4月27日に文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）が出されました。支援学級籍の児童生徒は、半分以上の授業を原学級ではなく、支援学級で行うべきという内容は、大阪市の「ともに学ぶ教育」を大きく後退させるものです。文科省通知について、大阪市教育委員会は「学びの場については、本人・保護者の意向を最大限尊重する。時間数ありきではなく、一人ひとりの状況に応じ対応する」と示していますが、保護者からは「学校現場は（通知以前より）学びの場について、はっきり「原学級で学べる」と言わなくなった」という声も聞かれます。

今年6月大阪弁護士会は、枚方市・東大阪市の本人保護者から出された、4.27通知に関しての人権救済申立てに対して、国に「半分以上の時間を支援学級で学ぶことを撤回するよう」勧告を出しました。勧告理由は大阪市にも当てはまるものであり、大阪市教育委員会もこの内容をしっかり受け止め、本人保護者の「みんなと一緒に学びたい」という思いを、希望通り実現する必要があります。

この間、文科省は支援学級の通知だけでなく「教育的ニーズ」という言い方で、障害の種別程度で「できること・できないこと」で分け、支援学校・支援学級・通級指導教室へ振り分けるといふ、選別を強化する資料等を出しています。また障害とは関係なく、大阪の教育全体が「できる・できない」で区別される傾向が強まっていることも、結果として障害者の分離・選別を進めていると言えます。

このような状況を踏まえると、今こそ大阪市として「ともに学ぶ教育、インクルーシブ教育を一層進めていく」姿勢を明らかにし、実効性ある施策を進めることが何よりも必要です。

大阪府教育庁の「市町村教育委員会が行う通学支援への補助制度」創設から数年経ちますが、大阪市教委の通学支援制度はいまだ「保護者等が同乗しなければならないタクシー制度」に留まっています。やむなく「障害福祉のガイドヘルプ」を緊急避難的に利用するケースもありますが、通学でガイドヘルプを使えば本来の目的である余暇活動には使えなくなるため、タクシー制度とは別の通学支援制度を設ける必要があります。ガイドヘルプ等を活用した、保護者の付き添いが不要な通学支援制度を、早急に創設しなければなりません。またここ数年、大阪府障害者差別解消条例・障害者差別解消法の改正、バリアフリー法の改正、医療的ケア児支援法の施行など、学校で学ぶ障害のある児童生徒にも関係する法令が一定改善されています。しかしそれはあくまでも「点」であり、学校教育全体で考えた時には、分けられる方向が強まっていることは明らかです。

大阪市教委の姿勢が、まさに問われる状況であることを再度訴え、以下要求します。

1. 障害児が就学前の段階で集団生活を送ることは就学先の判断にも大きく影響することを踏まえ、保育を受ける必要性があることを認めること。また年度途中の空き利用も含め、すべての保育所で利用を断られることがないようにすること。

また「医療的ケア児対応看護師体制強化事業」の実績を示すとともに、今後一層整備を進めつつ、医療的ケア等を理由に保育所利用を拒否したり、保護者の定常的な付き添いを求めることがないよう保育所を指導し、差別の未然防止に向けて障害者差別解消担当と連携して啓発を進めること。

2. 公立・私立の全幼稚園等において「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを示し、そのような対応がある場合、強く指導し是正すること。また障害児を拒否する園が無くなるよう、私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度を全ての私立幼稚園に適用するよう働きかけを強めること。また一昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、継続した働きかけが必要であり、今年度の配布状況・効果等を明らかにすること。

3. 2022年4月の文科省通知には、支援学級籍の場合は半分以上の時間を支援学級で学ぶことが望ましいと書かれている。大阪市教委として、新たに就学する児童も含め「支援学級籍であっても、全時間通常の学級で学ぶことを希望する場合は、それを踏まえた指導計画の策定等を行う」よう、各学校へ

助言指導すること。

また大阪市内に住むすべての障害児を、今まで通り地域の小中学校で受けとめるため、支援学級設置による教員配置に頼ることなく、市独自の教員配置を行うことや、「特別支援教育サポーター」を大幅拡充するなど、マンパワー拡充の具体的な方策を検討すること。

4. 小学校（中学校）就学時に支援学校を選択するケース数やその理由を調査し、地域の学校へ就学してもらうために必要なこと～事前の情報提供やその他必要な手立てを考え、地域の子は地域の学校で受け止める～地域の学校への就学率を上げる、ことを計画的に進めること。

またそのために障害のある児童生徒が、「みんなと一緒に、同じ教室で授業を受ける／運動会に参加する／修学旅行・遠足に行く」など共に生き・学び・育つための工夫や調整（合理的配慮）の具体的な事例を集約し、就学先を検討している本人・保護者にも示すこと。

5 障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、既存のタクシー制度では対応できないケースがあることを踏まえ、「ガイドヘルパー等人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、来年度から必ず利用できるようにすること。

また新たな制度が軌道に乗るまでは、本人・保護者の意向も踏まえ、障害福祉の移動支援の緊急避難的利用を継続・延長するとともに時間数を拡充すること。

6. 学校給食について、個々の障害状況に併せ、刻み食やペースト食等適切に提供し、保護者に付き添い等の負担を課さないようにすること。また要望があった場合、「どうすれば提供可能か」を検討し、可能な限り早期に対応すること。

また本来的には、他の児童生徒と同様に、刻み食やペースト食も給食室から提供されることが望ましいことを踏まえ、給食調理の民間契約に含ませる等、他市の事例等も調査し、より安定的な給食の提供に向け検討を行うこと。

7 中学卒業後の進路先は、様々な入試制度や学校種がある中で、一般の高校への進学も大きな選択肢の1つである。決して支援学校高等部を優先する進路指導をしないよう、また進学可能な高校の情報を、障害のある生徒その保護者に周知徹底するよう、全市立中学校に指導すること。

8. 医療的ケアが必要な児童生徒について、引き継ぎ期間等を除き保護者の付き添いが完全に不要となるよう支援体制を構築すること。また学びの場は本人・保護者の希望を最大限尊重し、支援学級で学ぶ時間数等に影響しないよう徹底すること。看護師配置の充実に向け予算を増額するとともに、教員による医療的ケアの実施を今後も継続・充実させるため、引き続き研修・啓発等を行うこと。

9. 学校のバリアフリー化は、インクルーシブ教育推進と、避難所として誰もが利用できる設備整備として進める必要がある。水害等の災害時利用も想定される中、3階以上でのバリアフリースイールの整備・校内複数整備を進めること。また児童生徒が通常使う全ての教育設備にアクセスできるよう、1基目のエレベーター設置の終了予定年と、2基目設置計画を明らかにすること。

10. 障害児相談支援事業において障害児の生活支援・虐待等の相談ケースや要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携も増えているが、部局間の縦割りの弊害で、学校側の対応拒否や相談支援との連携拒否などうまく連携できないケースも出ている。学校、児童福祉、障害福祉、相談支援が円滑に連携できる明確な仕組みを作り、「保育所等訪問支援事業」をはじめ、学校側がしっかり連携するよう周知徹底すること。

また18歳以降も必要な場合は児童福祉の関わりを一定期間継続することや、ヤングケアラーの支援でも各部局・各機関がスムーズに連携して対応するよう各部局で徹底すること。